

軌道法

1. 案内情報

- 手続名 : 新設軌道の実施に関する細則の制定等の届出
手続根拠 : 軌道法第14条
軌道運転規則第3条第1項(鉄道運転規則第5条の2準用)
手続対象者 : 軌道経営者
提出時期 : 実施に関する規定を定め、又は変更しようとするとき
提出方法 : 届出書を作成し、管轄する地方運輸局担当課へ提出して下さい。
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 実施に関する細則の制定等の届出書
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部技術課	011-290-2733
東北運輸局鉄道部技術課	022-791-7528
新潟運輸局鉄道部技術第一課、二課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部技術第一課、二課	045-211-7241~2
中部運輸局鉄道部技術第一課、二課	052-952-8032~3
近畿運輸局鉄道部技術第一課、二課	06-6949-6441~2
中国運輸局鉄道部技術課	082-228-8797
四運輸局鉄道部技術課	087-835-6361
九州運輸局鉄道部技術課	092-472-2520

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
標準処理期間: なし
不服申立方法: (行政不服審査法の規定による)